

個人住民税の寄附金税額控除について

*個人住民税：市・県民税の総称

市・県民税の
両方に適用

県民税のみ適用

計算方法

合計 { ①(年間寄附金額の合計－2,000円) × 10%
②(地方公共団体のみの年間寄附金額－2,000円) × 別表の率
※②は調整控除後の個人住民税所得割額の2割が限度

計算方法

③(年間寄附金額の合計－2,000円) × 4%

寄附金の範囲(地税法314条の7第1項)

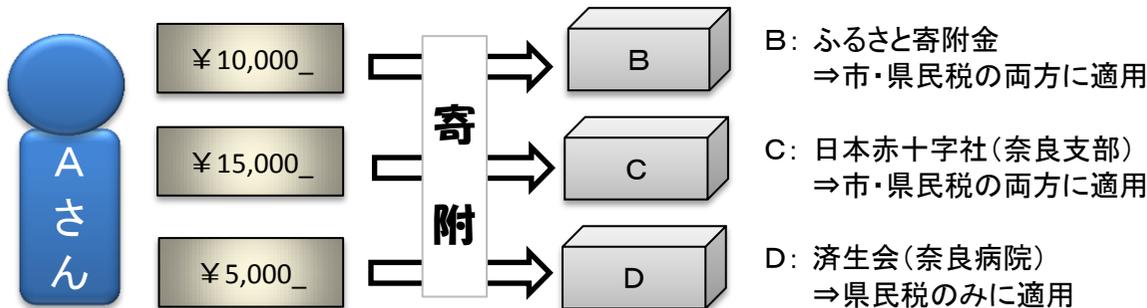
- 【1号】都道府県・市町村(ふるさと寄附金、震災関連寄附金)
- 【2号】日本赤十字社奈良県支部や奈良県共同募金
- 【3号】所得税の寄附金控除の対象となる寄附のうち、住民の福祉に寄与するものとして条例で定めるもの
※3号は「桜井市内に主たる事務所を置く法人」に限る

寄附金の範囲(地税法314条の7第1項)

- 【3号】所得税の寄附金控除の対象となる寄附のうち、住民の福祉に寄与するものとして条例で定めるもの
※桜井市外で「県内に主たる事務所を置く法人」又は「主たる事務所以外で県内に事務所を置く法人で、県に申請し指定を受けたもの(従たる事務所)」に限る
- 【4号】NPO法人(3号該当除く)のうち県の条例で個別に指定したもの

例えば...

Aさんが、平成27年1月1日～12月31日までの間に、B～Dの団体に寄附をしたとすると平成28年度の個人住民税での税額控除額はいくらになるか？



【表】

課税総所得金額	率
～1,950,000円	84.895%
1,950,001円～3,300,000円	79.790%
3,300,001円～6,950,000円	69.580%
6,950,001円～9,000,000円	66.517%
9,000,001円～18,000,000円	56.307%
18,000,001円～	49.160%

- 課税総所得金額 2,000,000円
- 住民税所得割額 (調整控除後) 197,500円
- B、Cへの寄附金は市・県民税ともに適用のため計算式①と②を使います。また、Dは県民税にのみ適用のため、計算式③を使います。
- Aさんの個人住民税における寄附金税額控除額は8,804円です。

- ① $\{(10,000円 + 15,000円) - 2,000円\} \times 10\% = 2,300円$
- ② $(10,000円 - 2,000円) \times 79.790\% = 6,384円$
(小数点以下切り上げ)
 $6,384円 < 39,500円$
- ③ $(5,000円 - 2,000円) \times 4\% = 120円$

①+②+③=8,804円
*税額控除後に端数切捨て